

やんばる地域の国立公園に関する基本的な考え方

環境省那覇自然環境事務所

平成20年3月

目次

1. はじめに	1
2. やんばる地域の範囲	3
3. やんばる地域の現状	3
(1) 自然環境の特徴	
(2) 社会環境及び文化	
(3) 現在指定されている保護地域等	
(4) 現在実施されている自然資源の保全や活用に関する事業	
4. やんばる地域の国立公園に関する基本的な考え方	7
(1) やんばる地域の国立公園のイメージ	
(2) 検討の範囲	
(3) 国立公園として保全・活用すべき資源	
(4) 国立公園の管理運営の基本的な考え方	
5. 国立公園の指定プロセスの原則	11
(1) 科学的データ、文化及び社会条件に基づく公園区域及び公園計画案の作成	
(2) 指定プロセスにおける地域の意志の尊重	

1. はじめに

やんばる地域は、琉球諸島を構成する沖縄島の北部に位置し、特異な自然環境を有するとともに、古くから人々が暮らしてきた地域です。現在、国頭村と東村にまたがる森林地域（7,513ha）は、米軍の演習場として利用されていますが、平成8年にその一部（約4,000ha）の返還が明らかになったことを受けて、環境省では、その地域を中心とするやんばる地域の自然環境の保全・活用を図るため、国立公園指定を視野に入れた調査検討を進めてきました。

今般、具体的な公園区域や公園計画案の検討を開始するにあたって、今後の作業の指針とする「やんばる地域の国立公園に関する基本的な考え方（以下、「基本的な考え方」という）」をまとめ、公表することにしました。

この「基本的な考え方」は、専門家及び関係村長等からなる「やんばる地域の国立公園に関する検討会（座長：桜井国俊沖縄大学学長）」のご意見、国頭村、大宜味村、東村において開催した住民座談会でのご意見等を参考に、環境省としての考えをまとめたものです。

今後は、この「基本的な考え方」に基づいて、多くの関係者の意見や意志を尊重しながら具体的な公園区域や公園計画案の検討を進めていく予定です。

（参考1）国立公園の検討に関する主な経緯

- 平成8年4月 「沖縄に関する特別行動委員会（SACO）」中間報告
米軍の北部訓練場として利用されている地域の一部（約4,000ha）の返還が明らかとなったことを受けて、環境庁長官（当時）が、「返還地の自然環境の保全のため、国立公園の指定も選択肢の一つとして調査したい」旨表明。
- 平成14年7月 沖縄振興計画
「国頭3村にまたがる広大な森林地域については、適切な保全管理や多面的活用をはじめ、国立公園化を検討する。」こととされた。
- 平成19年3月 「国立・国定公園の指定及び管理運営に関する検討会」提言
「やんばる地域の照葉樹林などは、国立公園の指定も視野に入れた、より詳細な評価を行う必要」があるとされた。
- 平成15年5月（参考） 世界自然遺産候補地に関する検討会（環境省と林野庁が共同で設置）
琉球諸島が世界自然遺産候補地の一つとして選定され、保護区の設定・拡充が課題とされた。

(参考2) やんばる地域の国立公園に関する検討会

□ 検討委員

大島 順子	琉球大学准教授、国頭村環境保全型観光推進アドバイザー
桜井 国俊	沖縄大学学長：座長
鹿野 久男	財団法人国立公園協会理事長
玉冲 仁美	沖縄県産業・雇用拡大県民運動推進本部推進アドバイザー
富川 盛武	沖縄国際大学教授
仲原 弘哲	今帰仁村歴史文化センター館長
西平 守孝	名桜大学教授
横田 昌嗣	琉球大学教授
上原 康作	国頭村長
島袋 義久	大宜味村長
伊集 盛久	東村長

(オブザーバー)

友利 弘一	沖縄県文化環境部環境企画統括監
辻 祐司	林野庁沖縄森林管理署長

□ 開催日時

第1回	平成19年12月6日	10:00～12:00
第2回	平成20年1月17日	15:00～17:00
第3回	平成20年2月14日	15:00～17:00

(参考3) やんばる地域の国立公園を考える座談会開催日時

□ 国頭村	平成20年2月5日	18:00～19:30
□ 大宜味村	平成20年2月1日	18:00～19:30
□ 東村	平成20年2月4日	18:00～19:30

2. やんばる地域の範囲

本来、「やんばる（山原）」とは、「山々が連なり森の広がる地域」を意味する言葉で、古くは、亜熱帯林の森が広がっていた沖縄島北部のおおよそ1市2町9村（金武町、恩納村以北、離島3村を含む）を指していましたが、その範囲について明確な定義はありません。

現在では、そのような亜熱帯林の森が広がる地域という意味で「やんばる」と呼べる範囲は狭まり、名護市以北が「やんばる」の一般的概念となっています。

しかし、ノグチゲラやヤンバルクイナをはじめとする多くの固有種が生息し、生物学的に見てまとまりのある森林が比較的健全な状態で残る地域は、国頭村、大宜味村、東村にあると考えられることから、本稿における「やんばる地域」は、国頭村、大宜味村、東村を中心とし、一体的に保護と持続可能な利用を図っていくことが必要と考えられる周辺地域を含め「やんばる地域」とみなします。

3. やんばる地域の現状

（1）自然環境の特徴

① 地史・地形・地質

現在の沖縄島を含む琉球諸島の姿は、主に新生代の第三紀中新世（約2300万年から170万年前）の頃からの激しい地殻変動による隆起・沈降と、第四期（約170万年から1万年前）のサンゴ礁の発達に伴う琉球石灰岩の堆積によって形成され、その間に大陸や日本本土と何度か陸橋により接続していたと考えられています。それにより、大陸の影響も残った固有で豊かな動植物相が形成されています。

やんばる地域は、琉球諸島がのびる方向と同じ北東－南西方向に細長い地域で、西銘岳や与那覇岳など明瞭なピークを持たない標高400m以上の山地が島の中央部に発達し、脊梁山地を形成しています。山地の周辺には標高200m以上の丘陵が広がり、山地や丘陵を分断するように小面積の台地・段丘が様々な高度で広範囲に分布しており、これらの山地、丘陵、台地・段丘を東西方向に流れる河川が深く刻んでいます。丘陵、台地・段丘とも急な崖となって海岸に移行することが多く、海岸線は西海岸が直線的であり断層崖とされるのに対し、東海岸は湾入に富んでおり海食崖とされています。

脊梁山地を主に形成するのは白亜系から第三系の千枚岩と砂岩で、高温多湿の気候環境下で深くまで風化しています。丘陵を構成する岩石の多くは白亜系の千枚岩ですが、西岸の国頭村半地付近の丘陵は白亜系の緑色岩です。また、小規模な石灰岩が国頭村辺戸や大宜味村押川などに分布しています。

② 照葉樹林

亜熱帯地域は、地球上で温量指数が180～240の間に分布するといわれ、熱帯の高緯度側の南・北緯20～30度の間に位置する地域が含まれます。さらに、降水量によって湿潤気候と乾燥気候に分けられますが、亜熱帯地域で森林が成立する湿潤な

条件を持つところは亜熱帯地域の 1/3 に過ぎず、やんばる地域の森林は世界的にも希少なものです。

日本では、沖縄諸島、八重山諸島、奄美群島、小笠原諸島に亜熱帯林が成立しており、やんばる地域の亜熱帯林は、温帯に特徴的な樹種と熱帯に特徴的な樹種が混生しており、スダジイが優占しています。

脊梁山地を中心とした山間部、中でも脊梁部東側の山域には、多くの固有種を育む林齢 50 年以上の照葉樹林が広く分布し、特有の森林景観を呈しています。

③ 多様な生物相と固有種・希少種

やんばる地域の地理的・気候的位置や地史的にみた大陸とのかかわりの断続性、多様な生息・生育環境などから、多様な生物相と多くの固有種が存在しています。

植物では、沖縄島を南限とする種ややんばる地域を北限とする種、琉球諸島のみで生育する種などが分布し、豊富な植物相をもっています。ヒナノシャクジョウ科のホンザキシヤクジョウ属はやんばるの固有属です。クニガミサンショウヅル、クニガミヒサカキ、オキナワセッコクなどやんばるの固有種も数多く生育しています。

動物では、河川を含む森林地域にオキナワトゲネズミ、ノグチゲラ、ヤンバルクイナ、ハナサキガエル、ナミエガエル、ヤンバルテナゴコガネといった固有種、固有亜種、琉球諸島のみで生息する種などが数多く生息し、多様な動物相をもっています。いくつかのダム湖には、一度絶滅したものの再導入されたリュウキュウアユが生息し、砂浜はウミガメの産卵地になっており、春から夏にかけて、アオウミガメ、アカウミガメ、タイマイが上陸、産卵します。

(2) 社会環境及び文化

① 歴史

やんばる地域は、琉球王府時代の 17 世紀頃には国頭間切、大宜味間切、久志間切という行政区に属していました。1879 年に沖縄県が誕生して 1908 年に町村制が施行され、国頭間切は国頭村となり、大宜味間切は大宜味村となりました。久志間切は久志村となりましたが、1923 年に独立するかたちで東村が誕生しました。

琉球王府時代から近年まで、やんばる地域は薪炭や都城の建設・船などの用材となる林産物の生産・供給の場として重要な役割を果たし、昭和に入るまでは海上輸送が主流で、沖縄島中南部との間で「山原船」による交易が盛んに行われました。

現在では、その役割は小さくなりましたが、沖縄島中南部への水資源の供給地として重要な役割を担っています。

② 文化と暮らし

海と山に囲まれたやんばる地域の集落では、海と山を一体として捉え、一つの空間から自然の恵みを受けているという空間認識が見られます。それを特徴づけるのが祭祀で、海神（ウンジャミ・ウンガミ）祭などはこれを象徴的に表しています。過疎化が進行し若者の減少により、簡素化されたり、踊りの踊り手が高齢化したりしながらも集落の伝統として存続し、自然環境に根ざした文化が色濃く残っています。

集落は、一つの水系を軸として海に面しており、尾根筋が隣の集落との境界とな

ってきました。土地利用は、集落を中心に同心円状に耕地、薪炭利用区域、建築材利用地域、あまり手を入れない源流の奥地と合理的に使い分け、源流域を守ってきた空間概念が見られます。集落内には、家屋を台風や潮害から守るために維持されてきた、サンゴ石灰岩の石垣やフクギの防風林など、沖縄島中南部ではほとんど見られなくなった伝統的な集落景観が残っています。

長い間集落ごとに独立した生業が営まれてきた経緯から、集落単位でのまとまりが強く、それぞれの集落が独自性とまとまりを持ちながら地域社会を形成してきました。経済の中心地から隔絶しているという特殊な立地条件から生活を防衛する方策として、集落単位の団結による生産物の共同販売、日用品の共同購入を主な目的とした共同店を誕生させました。国頭村奥の共同店はその先導的役割を果たしました（1906年開業）。その後、やんばる3村では各集落に共同店ができ、現在では経営形態の変化はありますが多くの共同店が残っています。

③ 社会環境

現在のやんばる地域（3村）の人口は約1万人あまりです。沖縄県全体では増加傾向にもかかわらず、減少傾向となっており、高齢化が進んでいます。

主な産業は、農業、サービス業、建設業で、農業従事者は減少傾向ではあるものの、パインアップルや柑橘類、サトウキビなどの栽培、養豚などの畜産が盛んに行われています。また、国頭村では林業も比較的盛んに行われており、森林組合によるチップ材などの生産が行われています。

一人当たりの村民所得は、県平均に比べて年間20万円前後低くなっています。

④ 観光

やんばる地域を訪れる観光客の割合は、沖縄島全体からみれば、その立地条件、アクセス条件から非常に低いと推定されています。

やんばる地域における観光利用の形態としては、西海岸の国道58号線を利用して辺戸岬や比地大滝などを訪れる日帰りの観光地・施設巡りが中心となっています（辺戸岬の入込者数は平成18年度約45万人）。このほか、国頭村には大手企業によるリゾート施設があり、宿泊滞在が年間約十数万人とされています。

やんばるを訪れる観光客の全体からみると、まだ割合は低いものの、近年、やんばる地域の自然資源を活用した観光利用も増えつつあります。東村では、カヌーやトレッキングのツアーが盛んに行われており、個人だけでなく、修学旅行で多くの学校が訪れています。また、国頭村では、平成19年に村立の環境教育センター「やんばる学びの森」ができ、環境教育プログラムが提供されています。

（3）現在指定されている保護地域等

① 沖縄海岸国定公園

国頭村辺戸から大宜味村に至る海岸部及び与那覇岳周辺の森林が沖縄海岸国定公園に指定されています。

② 鳥獣保護区

西銘岳、佐手、伊部岳、与那覇岳、安波、大保に県指定鳥獣保護区が指定されています。うち、西銘岳、佐手、伊部岳、与那覇岳の鳥獣保護区には特別保護地区が

指定されています。

③ 文化財

安波のタナガームイの植物群落（国頭村）、与那覇岳天然保護区域（国頭村）、田港御願の植物群落（大宜味村）、慶佐次湾のヒルギ林（東村）が国指定の天然記念物に指定されています。また、ノグチゲラやヤンバルクイナなどの種が国指定天然記念物（うち、ノグチゲラは特別天然記念物）に指定されています。

このほか、宇佐浜遺跡（国頭村）が国指定史跡、喜如嘉の芭蕉布が国指定重要無形文化財、安田のシヌグ、塩屋湾のウンガミが国指定重要無形民俗文化財に指定されています。

（４） 現在実施されている自然資源の保全や活用に関する事業・研究

やんばる地域に生育及び生息する野生生物には、外来種であるジャワマングースによる捕食や生息環境の改変などの影響により絶滅のおそれが極めて高いとされる種も多くみられます。これらの種の保護、生物多様性の保全や持続的な利用のために、以下の事業が行われています。これらの各事業については、環境省だけでなく、関連する国の機関や地方公共団体、NPO 法人、企業等、多様な主体による連携した取組がなされてきています。

また、多くの大学や研究機関の研究者により、自然や社会文化等の様々な分野で研究がなされてきています。

① 保護増殖事業

環境省では、種の保存法（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律）に基づき国内希少野生動植物種に指定している以下の種について保護増殖事業を実施しています。

○ ヤンバルクイナ

平成 16 年に文部科学省、農林水産省、国土交通省と共同で保護増殖事業計画を策定。同計画に基づき、生息状況や生態、生息環境等に関する調査、交通事故防止対策、各種普及啓発等を実施しています。平成 19 年度からは、飼育下繁殖事業に着手し、20 年度以降、施設整備も含め本格的な事業を進めていく予定です。

○ ノグチゲラ

平成 10 年に農林水産省と共同で保護増殖事業計画を策定。同計画に基づき、捕獲・追跡による生態調査を中心に、生息状況や生息圧迫要因を把握するための調査、生息地における監視、各種普及啓発等を実施しています。

○ ヤンバルテナゴコガネ

平成 9 年に文部科学省、農林水産省と共同で保護増殖事業計画を策定。同計画に基づき、生息状況等の把握、生息環境のモニタリング、密猟防止対策、各種普及啓発等を実施しています。

② 外来生物対策（ジャワマングース防除事業）

環境省及び沖縄県は、外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）に基づき、平成 18 年に沖縄島北部地域におけるジャワマングース防除実施計画を策定し、連携して防除事業を実施しています。また、ジャワマングース

ースの捕獲に併せて、同様に在来種への影響が懸念されるノネコ、クマネズミについても捕獲を行っています。

ワナによる捕獲の他、沖縄県及び沖縄総合事務局は大宜味村塩屋から東村福地に至るまでジャワマングースの北部への侵入を防止するための柵を設置しています。

③ やんばる地域の自然資源を活用した観光のあり方検討調査

環境省は、19年度より今後の観光客増加を想定し、やんばる地域の自然資源を活かした観光のあり方を検討するための調査を実施しています。調査においては、観光を含む地域社会の経済フローの将来像や利用圧に対する脆弱性の明確化、利用ルールの必要性の検討等を行っています。

④ やんばる野生生物保護センター

平成11年に環境省が設置したやんばる野生生物保護センター(国頭村)において、やんばる固有の生態系や希少な野生生物について解説し、自然環境に関する理解や関心を深めるための普及啓発活動を行っています。また、同センターを拠点として、保護増殖事業、外来生物やカエルツボカビ症対策、各種調査研究などを総合的に実施しています。

4. やんばる地域の国立公園に関する基本的な考え方

生物多様性豊かなやんばる地域の自然環境は、世界的にも貴重なものである一方、地域の人々のくらしや文化と密接な関わりを持ちつつ、維持継承されてきました。この自然環境を適切に保全していくためには、厳正に保護するだけでなく、地域の振興にも資するよう自然環境の特性に応じて持続可能な利用を図ることが不可欠です。

国立公園制度は、我が国を代表するすぐれた自然の風景地を保護するとともに、その適正な利用の推進を目的とする制度であり、公園内の生物多様性の確保も国や地方公共団体の責務として規定されています。これらのことから、やんばる地域の自然環境を地域の理解と協力を得て将来にわたって保全・活用していくためには、国立公園制度を適用することが極めて効果的と考えます。

(1) やんばる地域の国立公園のイメージ

やんばる地域の国立公園は、固有種を含む多くの種類の野生生物が生息している雰囲気を感じることができ、亜熱帯の森の豊かさを実感できる国立公園を目指します。言い換えると、言葉ではわかりにくい「生物多様性」を実感できる国立公園と言えます。

また、資源の特性から、これらの資源を将来にわたって持続的に利用できるよう周到に策定された計画やルールに基づき、一定の制限のもとで利用が可能となる国立公園とする必要があります。

さらに、やんばる地域の自然環境は、歴史的に地域の文化や生活と深い関わりがあることから、地域の理解と協力を得て、地域とともに運営し、地域振興にも資するような国立公園を目指します。

(2) 検討の範囲

国立公園の範囲としては、国頭村、大宜味村及び東村のうち、(3)に示す国立公園として保全・活用すべき資源を有する地域を核として検討し、3村以外の周辺地域においても、同質の資源が存在する場所については併せて検討します。また、現在沖縄海岸国定公園に指定されている地域のうち、国立公園として保全・活用すべき資源と連続性があり、まとまりのある地域は国立公園に編入することも検討します。

(3) 国立公園として保全・活用すべき資源

今後、国立公園を検討するに当たっては、以下に示す保全・活用すべき資源を主要な対象として含む形で区域を検討していきます。

① 照葉樹林及びそこに生息する動植物

これまでの多くの国立公園では、大面積の森林や高標高の山岳を対象としており、雄大な自然風景を特徴としています。それらに比べて、やんばる地域の森林は、面積は小さいものの照葉樹林としては国内では最大級の広がりを持っています。まとまった面積の照葉樹林を主たる対象とした国立公園は現時点で存在しないことから、照葉樹林の価値を評価・抽出した上で保全・活用を行う必要があります。

照葉樹林の特徴的な景観としては、ブロッコリー状の特徴的な樹冠、春の輝くような新緑の緑、イジュなどの「木の花」の開花などが挙げられ、それらは国立公園としても重要な保全・利用対象となります。また、ヤンバルクイナ、ノグチゲラ、ヤンバルテナガコガネ、オキナワセッコク、クニガミトンボソウ等の地球上でやんばるにしか存在しない生物種が数多く生息・生育していることが、照葉樹林の魅力を増大させており、それらも重要な保全・活用すべき資源です。ただし、絶滅のおそれのある種も多く、種の保全は国立公園としても不可欠です。

なお、やんばる地域の照葉樹林は、人々の生活拠点から近いところにあり、古くから林業が営まれるなど地域住民の生活と関わりが深いことに留意する必要があります。

② 地形や集落文化など

カルスト地形やサンゴ礁地形、点在する滝、甌穴などの特徴的な地形は、重要な景観資源です。特に、国定公園に指定されている西海岸に加え、東海岸の自然海岸と沿岸に広がるサンゴ礁が織りなす海岸景観は、雄大かつ亜熱帯の雰囲気を感じることができ、保全・活用が必要です。

さらに、地域の伝統的な集落と周辺の里地里山は、そこに伝わる祭祀などの文化の存在とも相まって、やんばる地域の雰囲気を醸成する上で欠かすことのできない資源であり、保全・活用が必要です。

(4) 国立公園の管理運営の基本な考え方（資源の保全・活用の基本的な考え方）

国立公園の指定を検討する際には、指定後の管理運営も視野に入れて指定作業を進めることが重要であることから、管理運営の基本な考え方をまとめます。

① 保全の質・目標の設定及び保全方針

やんばる地域ならではの固有の自然景観の維持を基本として保全を図ります。また、地域振興に寄与するよう、持続的に資源を活用していきます。

具体的には、多くの貴重な生物を含む亜熱帯の森の豊かさを保全します。その際、森の中を流れる溪流は、やんばる地域を特徴づける景観の一つであるとともに、その周辺環境は、固有かつ希少な動植物の生息・生育地となっていることに留意が必要です。なお、やんばる地域の森を特徴づけるスダジイ等は、萌芽力・再生力がきわめて大きいため、この再生能力の範囲内での森林施業が景観や生物保全と両立する可能性を有しており、その特性を踏まえた管理手法の確立が必要です。

また、重要な資源である野生動植物が健全な状態で生息・生育できることを確保し、種の絶滅をさせないことが不可欠です。やんばる地域では、野生動植物の生息・生育域と人間の生活域が重複するため、開発や産業のあり方の見直しも含めて、これらの種の保護のための施策を検討する必要があります。特に、希少種保護については、保護増殖事業等の取り組みと密接な連携を図りつつ進めます。

基盤である土壌は、脆弱であり容易に土壌の流出が発生すること、また、密猟が懸念される昆虫、植物も多く存在することから、利用に際してのルールを検討するとともに、マナーの徹底を図ることが必要です。

さらに、これまで行われてきた生活、産業、開発行為の結果、照葉樹林が衰退している場合には、自然再生・修復を検討します。

やんばる地域の主要な部分を占める国有林については、その管理方針と連携していきます。

② 利用者へのサービス提供の考え方

国立公園の本来的使命は、保護とともに適正な利用を推進し、質の高い自然体験の機会を提供していくことにあります。利用者があつてこそ国立公園としての存在意義があり、地域振興にとっても適正な利用の推進が重要であることを意識した管理運営を行う必要があります。

(3)に挙げた資源は、一般利用者が単に見るだけで満足するような類のものは少なく、それらの多くは通常は見るのが困難です。適切なガイドに従って対象を理解し、観察し、体験することによって大きな満足が得られるものです。このような利用形態は、いわゆるエコツーリズムであり、やんばる地域の国立公園の特徴的な利用形態として提供することが必要です。

ただし、①で述べたように、やんばる地域は脆弱な環境を含んでいるとともに、エコツーリズムは自然環境に直接ふれあう利用であることから、自然環境への負荷を最小限にする努力が必要です。現在でも、例えば玉辻山やタナガールグムイなどで歩道の浸食が起きるなど、利用圧等による自然環境への影響は深刻です。そのため、利用の調整について十分に検討を行い、一定のルールに基づいて利用する国立公園として計画していくことが必要です。

一方、今後利用者が増加することも予想され、エントランスにおける適切な情報提供や誘導、ある程度のマス利用にも対応可能な施設整備等が必要です。

また、利用者には、自然資源を利用する以上、ハブ等の危険生物による事故や、

道に迷う、けが等の危険性があること、自身にも安全確保の責任があることを理解してもらう必要があります。また、環境省や施設管理者等は、利用者への普及啓発、情報提供等を行っていく必要があります。

③ 多様な主体の参画による計画策定と管理運営（環境省をはじめとする公的機関の役割と地域の積極的な参加）

やんばる地域の国立公園の管理運営を行うには、国、関係自治体、地域住民、民間企業、NGO 等関係団体、土地所有者、利用者等の多様な主体の管理運営への参画が不可欠です。

例えば、生活や産業のあり方の検討や自然再生・修復などは、地域の協力なくしては不可能であり、また、やんばる地域の照葉樹林は、前述のように、古くから林業が営まれるなど地域住民の生活と関わりが深いことから、林業従事者をはじめとする地域の知見や経験を活用して森林の保全管理を行うことが重要です。国立公園の管理運営を行うための科学的データの収集等においても、地域と協働で行うことが効果的です。

そのため、環境省は、地域をはじめとする関係者が円滑に協働できる体制を整える必要があります。その際、国立公園の管理運営を直接の目的とはしないものの、重要な役割を担う関係者（農林業や道路事業者等）の参画を促すこと、また、環境保全活動に関心を持つ企業や個人が増加していることから、このような企業・個人が参画しやすい仕組みを整えることに努めます。

さらに、地域住民の協力を得るための人材育成、教育の充実を図ることが重要です。現に存在する関係機関の活用のみならず、新たに公園管理の担い手となり得る組織や人材の育成、支援も重要です。

管理運営に多様な主体の参画を求めるためには、国立公園指定に至るプロセスが重要であり、幅広い関係者が、国立公園の管理運営を自分の問題と捉えて指定や計画策定プロセスに参画できるようしくみ及び体制づくりに努めます。

④ 科学的データ整備、評価システム及び順応的な管理運営

国立公園の管理運営を行うための基盤として、科学的データの整備は不可欠です。生物多様性を実感できる国立公園を目指すからには、まだよくわかっていないことも多いやんばるの生物多様性の解明に努める必要があります。環境省の調査を充実させるとともに、関係行政機関がそれぞれ実施する調査結果、また、研究者のみならず地域の専門家や住民、ガイド、学校等の協力も得てデータを集積し、それらのデータを活用しやすい体制を整備することが重要です。やんばる野生生物保護センター等の施設においては、データ集積拠点としての機能を充実させるとともに、調査結果を地域に対して積極的に説明するよう努めます。科学的データや利用者の満足度等により、管理運営の評価を行い、評価結果による管理運営方法の見直しや区域の見直し等を行うことが必要です。

このような管理運営を行うための体制として、科学的な助言を行う委員会等を設立することも効果的です。

⑤ 周辺地域との連携

やんばる地域は、沖縄の都市部の水がめとしての役割を持ち、また、観光客も那

覇空港から那覇市内、沖縄中部を通過、経由して訪れます。やんばる地域の国立公園を考える際には、沖縄本島の他の地域との連携を考える必要があります。

また、琉球諸島の世界自然遺産登録を目指すにあたっては、奄美群島や八重山諸島等との連携を考える必要があります。

⑥ 国民・住民に対する説明責任と国際的な情報発信

環境省は、やんばる地域が置かれている現状と課題、関連する施策の実施計画、実施した施策の成果等について、国民や住民に対する説明責任を有しています。特に、幅広い関係者の参画による管理運営を行うためには、情報発信は重要です。

さらに、地域住民ややんばる地域を訪れる人等に対して、自然環境の特性や利用上の留意事項等について理解や関心を深めるための普及啓発や環境教育を進める必要があります。

また、やんばる地域は国際的にも重要な価値を有していることに鑑み、国内のみならず国外に対しても情報発信に努めます。

5. 国立公園の指定プロセスの原則

今後、環境省が国立公園を指定するための調整を進めるに当たって、進め方の原則をまとめます。

(1) 科学的データ、文化及び社会条件に基づく公園区域及び公園計画案の作成

やんばる地域の国立公園指定においては、これまでに集積されている科学的データに基づいて、かつ、文化及び社会条件を考慮して公園区域及び公園計画の案を作成します。

また、指定後の管理運営方針を視野に入れて公園区域及び公園計画の案を作成します。

(2) 指定プロセスにおける地域の意志の尊重

国立公園の指定は、地域住民や土地所有者に対する規制を伴うものであること、また、指定後の管理運営において地域の協力が不可欠であることから、公園区域及び公園計画案の作成作業を地域住民の意志を十分に尊重して行います。

さらに、森林組合や農業協同組合、漁業協同組合、観光事業者等の地域の多様な関係者との調整が必要であり、それぞれの利害を考慮してきめ細かく対応していきます。

以上の調整等については、農林、河川、地域振興等の広範囲の分野の地域行政との連携が必要であり、関係各村や広域行政を担う沖縄県と連携して実施します。

また、これらの調整にかかる資料や会議予定等については、広範な関係者間の情報共有のため、可能な限り公開することを旨とします。